

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年3月16日（平成30年（行情）諮問第140号）

答申日：平成30年6月13日（平成30年度（行情）答申第122号）

事件名：平和学習に係る広島市との打合せに関する資料等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年2月7日付け29受文科初第2354号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

平和学習に関する国と地方公共団体の協議に関する情報はなんら国民の間に混乱はもたらさないし、公にしても国などの執務の支障は生じない。

国を混乱させる内容であれば特定秘密保護法で保護すべきであり、法を理由にしてはならない。

特定秘密以外の情報については、国と地方公共団体の協議に関する情報は原則公開すべきである。

（2）意見書

ア 本件請求は、広島市議会での一般質問に係る資料であって、市議会において教育長はなんら隠し立てもせず質問に回答しており、これに係る資料を公開しても業務に支障は起こりえない。また市議会で取り上げられたことを考えれば、国民の知る権利を守るため、積極的な公開が求められる。

イ 理由とされた国民の間に混乱が生じるおそれなどは全くありえないことで、確かに8月6日の平和学習について政治理由しようとする組

織団体は存在するが、広島市においての平和教育は郷土の悲劇に対する情操教育であって、特段な政治性もなく、論争を呼び国民を分断するものではない。こんなありもしない理由を持ち出すことは不謹慎である。

文部科学省が国民の混乱を生じるおそれのある業務を仮に行っているならば大問題である。それは内閣府，警察，自衛隊，外務省の管轄である。

ウ 開示部分には、「特定職員A初等中等教育課長」と存在しない課の名が書かれるなど、（初等中等教育企画課は存在するが初等中等教育課は存在しない）本件について文部科学省は真摯に取り組んでおらず、これらをごまかすために不開示にしたとしか思えない。

エ 広島市教育委員会に確認したところ、4月12日現在、広島市立学校で8月6日の平和学習を実施することを決めた学校はないとのことである。年初にないということは事実上、教育要領に沿った学校行事としての平和学習は事実上実施できないと考えられるので、事実上無意味な成果のない折衝内容をごまかすために不開示していると審査請求人には思える。

オ 本件は、当初文部科学省の特定職員Bは8月6日平和学習は広島市が一般職員に休日出勤手当を支給する以上実施はできないと説明していながら、突然広島市議会で教育要領に沿った学校行事としてならば実施可能であるとされたことに疑問を持ったからで、きちんと説明すべきなのに、特定職員Bは全く説明しようせず、開示請求すればほとんど不開示とされたことには憤慨している。

カ 文部科学省の当初の説明を証明するため特定職員Bのメールを資料として提出する（添付資料は省略）。審査請求人はこのような不審な対応をされるいわれはない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、「以下の期日における広島市との打合せ等に関する資料 ①7月27日、広島市から受領した資料、②8月7日、広島市教育委員会との打合せに関する資料及び打合せ概要、③10月25日、広島市教育委員会との打合せに関する資料及び打合せ概要並びに④11月2日、広島市副市長との打合せに関する資料及び打合せ概要」（本件対象文書）である。本件対象文書の一部は、法5条5号及び6号に該当することから、平成30年2月7日付け29受文科初第2354号（原処分）において不開示とした。

原処分において不開示とした部分は、以下のとおりである。

(1) 7月27日、広島市から受領した資料

平成29年7月26日付け「「8月6日」の取扱いについて」のうち、広島市の考え方及び対応の内容。

- (2) 8月7日、広島市教育委員会との打合せに関する資料及び打合せ概要
- ・ 「広島市教委との打合せ概要（8月6日平和学習関係）」のうち、打合せ内容。
 - ・ 平成29年8月7日付け「「8月6日」の取扱いについて」のうち、広島市の考え方及び対応の内容。
 - ・ 平成29年8月7日付け「「8月6日」の取扱いに関する広島市の基本的な考え方について（補足事項）」のうち、項目及び内容。
 - ・ 平成29年8月指導第一課作成資料のうち、表題、項目及び内容。
 - ・ 「8月6日登校日の取扱いスケジュール」のうち、項目及び内容。
- (3) 10月25日、広島市教育委員会との打合せに関する資料及び打合せ概要
- ・ 「広島市教委との打合せ概要（8月6日平和学習関係）」のうち、打合せ内容。
 - ・ 平成29年10月25日付け「8月6日の取扱いについて（再協議用）」のうち、項目及び内容。
- (4) 11月2日、広島市副市長との打合せに関する資料及び打合せ概要
- 「広島市副市長との打合せ概要（8月6日平和学習関係）」のうち、打合せ内容。

本件対象文書の不開示部分につき、審査請求人から「不開示部分はすべて開示せよ」との審査請求がされたところである。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、広島市が条例において休日としている8月6日における平和学習の実施に関し、文部科学省と広島市、広島市教育委員会が打合せを行った際の、打合せ内容や資料である。

文部科学省と広島市及び広島市教育委員会とは、本件対象文書に該当する打合せを、平成29年7月27日から同年11月2日までの間に4回実施し、同年11月2日付け広島市教育委員会作成資料「平和学習の実施について」により、広島市教育委員会の最終的な対応方針が確定したものである。

今回、不開示とした内容は上記1に記載したとおり、広島市における平和教育実施に関する、対応方針が確定するまでの広島市及び広島市教育委員会の考え方や広島市の方針等に関する文部科学省の意見が記載されている。

最終的な方針の決定に至る前の考え方や対応方針などを開示することは、

国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示部分は法5条5号に該当する。

また、当該不開示部分を開示し混乱を生じさせることにより、広島市における平和教育の実施に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号にも該当する。

3 原処分当たりの考え方について

上記のとおり本件対象文書の一部については、法5条5号及び6号に該当することから、文部科学省において不開示とする原処分を行ったところである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年4月16日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年5月28日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年6月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条5号及び6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件は、広島市が条例において休日としている8月6日における平和学習の実施に関し、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の解釈等についての文部科学省と広島市、広島市教育委員会との打合せの概要及び資料である。

イ 当該打合せにおいては、双方の見解等を公開しないことを前提として、双方忌憚のない意見交換が行われているため、本件対象文書には、広島市及び広島市教育委員会の法令解釈等における様々な考え方や内部情報、さらには他の自治体の情報等が記載されている。

したがって、これらが公になった場合、広島市及び広島市教育委員会に対し断片的な情報を捉えた誤解等により外部からの不当な圧力や

干渉等が生じ、今後の広島市及び広島市教育委員会における平和教育の実施に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当する。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

ア 本件対象文書は、文部科学省と広島市、広島市教育委員会との打合せの概要及び資料であり、不開示部分には、広島市及び広島市教育委員会の法令解釈等における様々な考え方、これらの考え方に対する文部科学省の意見、広島市の内部情報等が詳細かつ具体的に記載されていると認められる。これらは、法令解釈等における様々な考え方など未成熟な情報であると認められることから、これらが公になった場合、広島市及び広島市教育委員会に対し断片的な情報を捉えた誤解等により外部からの不当な圧力や干渉等が生じ、今後の広島市及び広島市教育委員会における平和教育の実施に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定できない。

イ したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、同号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

文書1 7月27日，広島市から受領した資料

文書2 8月7日，広島市教育委員会との打合せに関する資料及び打合せ概要

文書3 10月25日，広島市教育委員会との打合せに関する資料及び打合せ概要

文書4 11月2日，広島市副市長との打合せに関する資料及び打合せ概要